

長期優良住宅 認定申請等手数料（石川県）

(1) 法第5条第1項から第7項による認定申請
長期優良住宅の新規認定申請の手続き

（手数料・1棟ごと、1申請ごと）

区分（申請の戸数）		手数料（円）			
		確認書等を添付しない場合		確認書又は住宅性能評価書※を添付する場合	
		新築	既存	新築	既存
戸建住宅		45,000	68,000	12,000	18,000
共同住宅 又は長屋	1戸	45,000	68,000	12,000	18,000
	2～ 5戸	110,000	160,000	22,000	33,000
	6～ 10戸	170,000	250,000	36,000	55,000
	11～ 30戸	340,000	500,000	61,000	91,000
	31～ 50戸	600,000	900,000	97,000	150,000
	51～100戸	1,000,000	1,500,000	150,000	220,000
	101～200戸	1,900,000	2,900,000	250,000	380,000
	201～300戸	2,700,000	4,100,000	320,000	480,000
301戸以上	3,300,000	5,000,000	360,000	550,000	

※住宅性能評価書は、住宅の構造及び設備が長期使用構造である旨が記載されたものに限る。（下記(2)も同じ）

※※認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、

上記（1）の額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた額

（さらに、構造計算適合性判定が必要な場合は当該判定に係る手数料相当額を加えた額）

※※※表中「既存」とは増築、改築、維持保全（増改築を伴わない既存住宅の認定）を行う場合。（下記(2)も同じ）

(2) 法第8条第1項による変更認定申請
認定された長期優良住宅の変更認定申請の手続き

（手数料・1棟ごと、1申請ごと）

区分（申請の戸数）		手数料（円）			
		確認書等を添付しない場合		確認書又は住宅性能評価書※を添付する場合	
		新築	既存	新築	既存
戸建住宅		26,000	38,000	9,000	14,000
共同住宅 又は長屋	1戸	26,000	38,000	9,000	14,000
	2～ 5戸	59,000	89,000	17,000	26,000
	6～ 10戸	96,000	140,000	29,000	43,000
	11～ 30戸	180,000	270,000	46,000	69,000
	31～ 50戸	330,000	490,000	77,000	120,000
	51～100戸	570,000	850,000	120,000	190,000
	101～200戸	1,000,000	1,600,000	210,000	310,000
	201～300戸	1,500,000	2,200,000	260,000	390,000
301戸以上	1,800,000	2,700,000	290,000	430,000	

※※認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出るときは、

上記（2）の額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた額

（さらに、構造計算適合性判定が必要な場合は当該判定に係る手数料相当額を加えた額）

(3) 法第9条第1項又は第3項による変更認定申請（譲受人の決定）
譲受人が決定しない状態で長期優良住宅を認定を受けた後に、住宅の譲受人が決まった時等の
変更認定申請の手続き

区分	手数料（円）
1申請につき	6,000

(4) 法第10条による地位の承継の承認申請
長期優良住宅の所有者が変更になった場合の承認申請の手続き

区分	手数料（円）
1申請につき	6,000

(5) 法第18条第1項による容積率の特例許可
長期優良住宅の容積率の特例許可申請の手続き

区分	手数料（円）
1申請につき	160,000